

令和7年第10回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年9月26日（金）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 13名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	10番	大塚 徹	11番	鈴木 茂
12番	坂本 正行	13番	境 政一	14番	長谷川一夫
15番	原 範子				

○欠席委員 1名

9番 安藤 和利

○産業経済部農林課職員 1名

課 長 関 和哉

○農業委員会事務局職員 2名

事務局長 岡野 康宏 局長補佐 菅野 裕之

○議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案第4号 地域計画の策定に係る意見について

第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

○議事内容

<p>議 長</p>	<p>(開会：午後3時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第10回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員でございますが、9番安藤和利委員より欠席する旨の届出がありました。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、12番坂本正行委員、14番長谷川一夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第4号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1)所有権の移転、番号1について事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自家消費のため売買による所有権の移転であり、申請地において根菜類の作付けをする計画です。また、譲受人は、耕運機をリースする予定で年間約200日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>はい、11番鈴木です。譲受人は農作業に意欲的で、耕作放棄地の解消ということで、非常に良い事だと思います。担当委員としては、問題ないと判断します。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>

	<p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第2号について事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする申請者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請者は、過去に砂利採取に伴う一時転用で許可を受けていますが、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間の延長にあたり許可後の事業計画変更申請に至ったものです。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p>
局長補佐	<p>はい、局長補佐の菅野です。当該案件につきましては、令和7年1月21日付で一時転用の許可をしており、期間が令和7年10月17日までとなっておりますが、再度、2年間の期間を延長する申請であります。事業計画については、当初申請時から変更ございません。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付されております。また、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。以上のことから、当該案件は承認相当と思料されます。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。7番宮本清美委員。</p>
7番	<p>はい、7番宮本です。議案第2号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年9月18日、現地調査は、立花農地副部長、鈴木委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから承認相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
2番	<p>はい、2番飯田です。地区担当委員として現地確認をしております。現地調査委員の説明のとおり、私も承認相当と思います。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>（「議事進行」の声あり）</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>農林課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>（議案第3号）</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている3筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p> <p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p> <p>はい、農林課長の関です。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、使用貸借による貸借期間が20年間の農地3筆でございます。利用目的としては、すべて畑で合計3筆で5,585㎡の集積予定です。以上でございます。</p> <p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>（「議事進行」の声あり）</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(議案第4号)</p> <p>次に、議案第4号「地域計画の策定に係る意見について」を付議いたします。追加資料を配布しますので、ここで暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩：午後3時39分～午後3時43分)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、地域計画の策定について意見が求められているものでございます。その他、地域計画の案等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p>
<p>農林課長</p>	<p>はい、農林課長の関です。地域計画におかれましては、これまで各委員さんに座談会等にご出席頂きありがとうございます。今回、提出させていただきます地域計画につきましては、すでに策定しております2地区に追加して8地区の計画になります。水田地帯で鱈川地区、常陸川干拓地区、常陸川沿岸地区の3地区、畑地帯で旧神栖町畑地帯、旧若松村地区、旧矢田部村地区、旧波崎町地区、本郷高野基盤整備地区の5地区、計8地区の計画でございます。始めに、水田地帯における計画につきましては、旧神栖地域の農振農用地区域内にあります水田地帯でありますので、各地区の土地改良区が管理している地区でございます。座談会では、各土地改良区の考えや、地域の耕作者の皆様の意見を伺い、今回の計画にまとめさせていただいております。次に、旧神栖町畑地帯の計画につきましては、集団的に農地をまとめるのは難しいことから、ピーマンの生産者を中心とした現在の耕作地のみを目標地図に位置づけており、露地作物や水田に関しては、まだ地権者の意向が確認できていないため、今回の計画には含めておりません。次に、旧若松地区の計画につきましては、すでに土地改良事業を行っている基盤整備された農地でありますので、目標地図の範囲内としまして耕作者が将来に向け農地利用すると意思表示をしている農地を目標地図に位置づけております。次に、旧矢田部村地区及び旧波崎町地区の計画につきましては、基盤整備が行われていない未整備地区にあたるため、集団的農地としてまとめることができませんでした。旧神栖町畑地帯と同じように、ピーマン、若松、千両、菊、枝物等の様々な生産者を中心に農地利用の意見を伺いました。現在耕作されており、耕作者が将来に向け農地利用すると意思表示をしている農地を目標地図に位置づけております。最後に、本郷高野基盤整備地区にこの計画につきましては、令和2年度より整備が完了したところから一部利用を開始しておりますが、未整備地区を含めて基盤整備地区全体を目標地図に位置づけております。この地区は、基盤整備にかかる推</p>

進協議会という地域の協議会がありますので、そちらの会議等において地権者及び耕作者の農地利用に関する意見を伺っております。以上のことから、今回、策定する計画は8地区でありまして、昨年度末の策定済み2地区を含めて、神栖市では10地区の地域計画の策定となります。今後のスケジュールといたしましては、ホームページや掲示等による公告及び縦覧を行い、策定日を10月17日とする見込みでございます。また、今回の地域計画をもって完了ということではなく、必要に応じて更新やブラッシュアップをしていく予定であります。農林課としましても、計画の見直しを年末から年明けを目途に、座談会に参加できなかった農家の方々や、地権者の意向等を伺いながら見直しを行う予定でございますので、その際には委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

議長 ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

(報告案件)

議長 次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第5号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第5号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が2件、神栖市納税課からの照会が1件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局及び神栖市納税課から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局及び神栖市納税課へ回答済でございます。次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は5件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は5件で、届出を受理し専決処理を

行ったものでございます。次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございますが、通知人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりで、受理件数は3件でございます。次に、報告第5号「茨城県農業会議諮問に関する答申について」でございますが、当該案件につきましては、令和7年8月25日の神栖市農業委員会総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和7年9月16日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので、ご報告いたします。当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして令和7年第10回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会：午後3時52分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人